様式2

健康度評価のための質問票(日票) (基本チェックリスト)

		回答		
No	質問項目	(いずれかに○を		
		お付け	下さい)	
1	バスや電車で 1 人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg(BMI=) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われ	1.はい	0. いいえ	
!	ますか			
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じら	1. はい	0. いいえ	
	กจ			
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	
(注)	BMI (=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)) が18.5未満の場合に該	当とする。		

別添 2

様式1 (略)

様式2

<u>(参考例)</u>

健康度評価のための質問票(B票)

				_	
1	バスや電車を使って一人で外出できますか	1	はい	0	いい
2	日用品の買い物ができますか	1	はい	0	いい
3	自分の食事の用意ができますか	1	はい	0	いい
4	請求書の支払いができますか	1	はい	0	いい
5	銀行預金、郵便貯金の出し入れができますか	1	はい	0	いい
印的前	能動性				
6	年金などの書類が書けますか	1	はい	0	いい
7	新聞を読んでいますか .	1	はい	0	いい
8	本や雑誌を読んでいますか	1	はい	0	いい
9	健康についての記事や番組に関心がありますか	1	はい	0	いい
社会的	內役割				
10	友達の家を訪ねることがありますか	1	はい	0	いい
11	家族や友達の相談にのることがありますか	1	はい	0	いい
12	病人を見舞うことができますか	1	はい	0	いい
13	若い人に自分から話かけることがありますか	1	はい	0	しいい

(参考:改正後全文)

別添

保健事業実施要領

第1 共通的事項

- 1 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療等以外の保健事業(以下単に「保健事業」という。)の実施に当たっては、「医療等以外の保健事業の実施の基準」(昭和57年11月厚生省告示第185号)及びこの実施要領を基に、市町村の人口規模、年齢構成、地理的状況、住民の健康及び疾病の状況、保健事業の実施に必要な要員、施設の状況、財政事情等に配慮し、地域住民の多様な需要にきめ細かく対応した魅力ある保健事業の実施を図るべく、具体的な実施方法、事業量等に関し地域の実情に即した実施計画を作成し、計画的に事業を推進するものとする。この際には、老人保健法及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)による市町村老人保健福祉計画並びに介護保険法(平成9年法律第123号)による市町村介護保険事業計画及び介護予防事業の円滑な実施を図るための指針(平成18年厚生労働省告示第316号)との整合を十分図らなければならない。
- 2 市町村は、保健事業の実施の計画の作成、その他保健事業の企画及び運営に関し、 保健所、福祉事務所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会その他 の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、ボランティアを含む 住民の代表等からなる協議会において、これらの者の意見を聴き、その協力を得る とともに、保健所保健事業連絡協議会、都道府県高齢者サービス総合調整推進会議 等の機会をも利用し、保健事業相互間、保健事業と医療及び福祉サービス並びに地 域と職域の保健サービスの有機的な連携及び調整を積極的に図るものとする。
- 3 市町村は、広報誌、パンフレット、ポスター、有線放送その他を活用し、保健事業の意義、対象となる者の範囲、各事業の内容、実施期日、実施方法その他必要な事項について、地域の住民に周知徹底させるよう努め、また、地域住民やボランティア活動等地域社会の協力も得て、住民が積極的に保健事業に参加しうる体制づくりに努めるとともに、特に都市及びその周辺部においては、対象者の移動状況、住民の健康意識、医療機関の利用実態等に係る都市部特有の事情に留意するものとする。
- 4 市町村は、保健事業の実施に当たっては、自ら適宜、適切な評価を行い、その評価に基づき、事業のより一層の充実・強化を図るものとする。
- 5 都道府県保健所は、保健所保健事業連絡協議会の活用を図り、市町村が地域特性 等を踏まえて保健事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な助言、技術的支 援、連絡調整及び健康指標その他の保健医療情報の収集及び提供を行い、必要に応 じ保健事業についての評価を行うことが望ましい。
- 6 都道府県は、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、老人保健事業と医療保険

制度の保険者による保健事業との効果的な連携を図るために、地域・職域保健連絡協議会を活性化していくことが望ましい。

7 地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)に定める市及び特別区は、1から4までに掲げる市町村の役割と5に掲げる都道府県の役割を併せ持つことから、地域の実情に応じて、その役割分担を工夫することが望ましい。

第2 健康手帳の交付

1 目的

健康手帳は健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的とする。

2 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者で次に掲げるものとする。

- (1) 老人保健法に基づく医療を受けることができる者全員。
- (2) (1)に定める者のほか、次に掲げる者のうち、希望するもの又は市町村が必要と認めるもの。
 - ア 健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練又は訪問指導を受けた者
 - イ 介護保険法における要介護者及び要支援者(以下「要介護者等」という。)
 - ウ 介護保険法第115条の38第1項第1号に定める事業(以下「介護予防事業」という。)の参加者

3 様式及び内容

- (1) 医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページについては、「健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式」(昭和57年11月厚生省告示第192号)に定める様式とする。
- (2) 健康診査の記録に係るページについては、別添1の様式1~3を標準的な様式 例とする。
- (3) 生活習慣行動等の把握に係るページについては、健康度評価事業の一環として、 別添2の様式1及び様式2のとおり生活習慣病の予防及び介護を要する状態等の 予防に関する質問票を設けることとする。
- (4) 健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導の記録に係るページ、生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な受療のための知識に係るページ等を設ける場合にあっては、各種の保健情報が記載しやすく、また、分かりやすいものとなるよう各市町村において自らの創意工夫を生かして作成する。
- (5) 老人保健法に基づく健康手帳であることが明らかとなるよう留意する。

4 交付の方法

健康手帳の交付は、市町村における健康診査等の実施方法その他地域の諸事情に 応じ、次の事項を考慮した適切な方法によるものとする。

- (1) 交付の対象となる者にとっての便宜が図られた方法であること。
- (2) 交付の事務を的確に処理できる方法であること。

5 記載方法等

- (1) 医療の記録に係るページの各欄は、保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者(訪問看護事業、訪問リハビリテーション事業、居宅療養管理指導事業、通所リハビリテーション事業若しくは短期入所療養介護事業を行う者に限る。以下同じ。)、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設において記載する。
- (2) 医療の記録を補足するページの各欄は、保険医療機関、保険薬局、特定承認保 険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者、指定居宅 介護支援事業者、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設において記載す る。
- (3) (1)、(2)以外のページの各欄は、原則として交付を受けた者又はその家族が記載し、必要に応じて保健事業の担当者等が記載する。
- (4) 健康手帳の記載方法及び活用方法については、交付の際その他適切な機会をとらえ必要な指導を行う。

6 その他

- (1) 健康診査の記録その他の記録に係るページ(医療の記録を補足するページを含む。) に記載すべき余白がなくなった健康手帳については、交付を受けた者からの申出に基づき、健康手帳の再交付を行う。
- (2) 健康手帳を破損し、汚し、又は、紛失したときは、交付を受けた者からの申出に基づき、健康手帳の再交付を行う。

第3 健康教育

1 目的

健康教育は、生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的とする。

2 健康教育の種類

健康教育の種類については、次に掲げるものとする。

- (1) 個別健康教育
- (2) 集団健康教育

3 個別健康教育

(1) 目的

疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を 行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資すること を目的とする。

(2) 個別健康教育の種類

個別健康教育の種類については、次に掲げるものとする。

- ア 高血圧個別健康教育
- イ 高脂血症個別健康教育
- ウ 糖尿病個別健康教育
- 工 喫煙者個別健康教育

(3) 対象者

市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者であって、次に掲げる ものとする。

ア 高血圧個別健康教育

- (7) 基本健康診査の血圧測定において「要指導」と判定された者。
- (イ) 「要医療」と判定された者のうち、受診の結果、医師が必要と判断したもの。

イ 高脂血症個別健康教育

- (7) 基本健康診査の血液化学検査において「要指導」と判定された者。
- (イ) 「要医療」と判定された者のうち、受診の結果、医師が必要と判断したもの(いずれも、血清総コレステロールが高値である者を対象とする。)。

ウ 糖尿病個別健康教育

- (7) 基本健康診査の糖尿病に関する検査において「要指導」と判定された者。
- (イ) 「要医療」と判定された者のうち、受診の結果、医師が必要と判断したもの。

工 喫煙者個別健康教育

喫煙者(喫煙本数がおおむね1日平均20本以上の者で、禁煙の実行を希望しているものを対象とする。)。

4) 実施内容

ア 高血圧、高脂血症及び糖尿病個別健康教育

期間は6か月間を原則とし、以下の手順に沿って実施することを標準とする。

(7) 食生活運動調査

質問票やフードモデル等を用いて、対象者の食生活、運動習慣その他の生活習慣の状況について、個人面接により聴取する。

(イ) 検査

食生活運動調査の実施後、4回程度実施する。

検査項目は、高血圧個別健康教育においては血圧測定及び尿検査(尿中ナトリウム、カリウム及びクレアチニン)とし、高脂血症個別健康教育においては血液化学検査(血清総コレステロール、HDLーコレステロール及び中性脂肪)とし、糖尿病個別健康教育においては血糖検査及びヘモグロビンA1c検査とする。

(ウ) 面接による保健指導

(7) 及び(4) の結果を踏まえて、前回面接時に設定した生活習慣改善目標の達成度の確認、健康教育教材等を用いた説明、対象者の特性や実施意欲を踏まえた生活習慣改善目標の設定等について、個人面接により実施する。

面接は、各回の検査の後速やかに行うとともに、必要に応じて回数を追加する。1回の面接時間はおおむね20分を標準とする。

イ 喫煙者個別健康教育

期間は3か月間を原則とし、以下の手順に沿って実施することを標準とする。

(7) 初回指導

質問票を用いて、対象者の喫煙状況等を把握するとともに、検査(呼気中一酸化炭素濃度及び尿中ニコチン濃度の測定)を実施する。これらの結果を踏まえ、健康教育教材等を用いた説明や禁煙実施に関する指導について、個人面接により実施する。面接時間はおおむね20分を標準とする。

(イ) 禁煙の実行に関する指導

初回指導の後、禁煙の準備や実行等に関して必要な指導を実施する。

指導は、禁煙開始の前後及び禁煙開始後おおむね1か月ごとに実施するものとし、個人面接又は電話若しくはこれに準ずる方法により行う。最終の指導を面接により実施する場合には、初回指導時と同様の検査を実施することが望ましい。

(5) 実施方法

ア 実施場所

市町村保健センター、医療機関、健康増進センター等において実施する。

イ 実施担当者

食生活運動調査及び各種指導については、医師、保健師、管理栄養士等が実施する(個別健康教育の実施を担当するにふさわしい経験を有する者が実施することが望ましい。)。

ウ 事業の委託

- (7) 市町村は、実施体制等から判断して適当と認められる実施機関(以下「受託実施機関」という。)に個別健康教育の実施を委託することができる。
- (4) 受託実施機関は、個別健康教育の質の向上を図るよう努める。
- (6) 記録の整備及び評価

個別健康教育の実施担当者は、対象者ごとの記録票に、氏名、年齢、基本健康 診査の結果、個別健康教育の指導状況(日時、指導内容、設定目標の要点等)、 検査結果の推移等を記録する。

市町村は、受託実施機関の協力も得て、実施人数、被指導者の年齢、指導内容、 結果の推移等について分析し、質の向上に資するよう努める。

市町村のこうした取組について、都道府県は、保健所の機能等も活用し、必要に応じて技術的な助言・支援を行う。

(7) 実施に当たっての留意事項

指導に当たっては、対象者の特性及び実施意欲に十分配慮し、画一的な指導とならないようにする。

実施に当たっては、医療機関の十分な協力体制を得るとともに、必要な場合には、速やかに医療機関への受診を指導する。

個別健康教育を実施した者に対しては、集団健康教育、訪問指導その他の保健 事業の活用や、自主グループの育成・支援など、地域の実情に応じて効果的と思 われる方法により、適切な指導が継続して行われるよう配慮する。

また、都道府県は、全ての市町村が個別健康教育を導入することができるよう、 事業の普及のための担当者の配置や講習会の開催等の所要の措置を講じ、個別健 康教育の計画的な普及を図ることが望ましい。

4 集団健康教育

(1) 目的

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的とする。

(2) 集団健康教育の種類

集団健康教育の種類は次のとおりとする。

ア 歯周疾患健康教育

- イ 骨粗鬆症 (転倒予防) 健康教育
- ウ 病態別健康教育
- 工 薬健康教育
- 才 一般健康教育

なお、市町村において、地域の実情その他保健事業の実施状況等を勘案し、上記に掲げるもののうちから重点課題を選定して実施することができる。

(3) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。

(4) 実施方法

健康教育の内容に関して、知識経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、 管理栄養士、歯科衛生士等を講師として、市町村保健センター、健康増進センタ ー、老人福祉センター、公民館等において実施する。

実施に当たっては、他の保健事業との同時実施、特別の教材の使用等方法を工夫して、保健学級、健康教室、講演会、学習会等を開催するとともに、必要に応じ有線放送等を活用する。

(5) 実施内容

集団健康教育はおおむね次に掲げる内容について行う。

ア 歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその 管理等の正しい理解について

イ 骨粗鬆症 (転倒予防) 健康教育

骨粗鬆症及び転倒予防に関する正しい知識、生活上の留意点について

ウ 病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の 形成について

工 薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用 の発現に関する一般的な知識について

才 一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在 り方その他健康に関して必要な事項について

(6) 評価

市町村は、保健学級、講演会等に参加した者に対してアンケート調査等を行い、 実施方法や内容が適切なものであったかどうかを検討し、その後の改善に努める。

(7) 教材の利用

ア 保健学級、講演会等を実施するに当たっては、スライド、ビデオ、映画等の 視聴覚教材やパンフレット等を十分に活用し、その効果を上げるよう工夫する。

- イ 都道府県、保健所は、教材の効率的利用の観点から、映画、スライド等の集中管理及び相互利用の調整等を行い、市町村への便宜を図る。
- (8) 実施に当たっての留意事項

ア 実施に当たっては、それぞれの市町村の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行い、実効をあげるよう努める。

イ 集団健康教育は単なる知識の伝達ではなく、自らの健康管理に対する主体的

な実践を促すよう、特に配慮する。また、個別健康教育や生活習慣行動の改善 指導等と適切に組み合わせることにより、具体的な生活習慣の改善がもたらさ れるよう、総合的な取組に配意するとともに、同じ病態を共有する者に対する 集団的な指導を通じて、共通の目的に向けて対象者が主体的に取組ができるよ う工夫を行う。

- ウ 病態別健康教育、骨粗鬆症(転倒予防)健康教育等を行う場合にあっては、 地域の医師会等関係団体の協力を得て、講師の確保等に配慮する。
- エ 歯周疾患健康教育を行う場合にあっては、地域の歯科医師会等関係団体の協力を得て、講師の確保等に配慮する。
- オ 薬健康教育を行う場合にあっては、地域の医師会、薬剤師会等関係団体の協力を得て、講師の確保等に配慮する。

5 周知徹底

健康教育の趣旨及び内容等について積極的に広報を行い、対象者の参加の促進等 を図る。

第4 健康相談

1 目的

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、 家庭における健康管理に資することを目的とする。

2 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。

3 健康相談の種類

健康相談の種類については、次に掲げるものとする。

- (1) 重点健康相談
- (2) 総合健康相談

4 重点健康相談

(1) 重点課題

重点健康相談の課題は次のとおりとする。

- ア 高血圧健康相談
- イ 高脂血症健康相談
- ウ 糖尿病健康相談
- 工 歯周疾患健康相談
- 才 骨粗鬆症健康相談
- 力 病態別健康相談
- (2) 重点課題の選定

市町村は、地域の実情、重点健康相談の実施体制の状況等を勘案し、毎年、(1) に掲げるもののうちから重点課題を選定して実施する。

(3) 実施方法

市町村は、選定した重点課題に関し、知識経験を有する医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を担当者として、健康に関する指導及び助言を行う。また、必要に応じ血圧測定、検尿等を実施する。

実施に当たっては、市町村保健センター、健康増進センター、老人福祉センター、公民館等に気軽にかつ幅広く相談できる健康相談室等の窓口を設置する。 なお、健康相談室等の運営に当たっては、医師及び歯科医師と密接な連携を図る。

(4) 実施内容

重点健康相談は次に掲げる内容により行う。

- ア 高血圧について、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等 イ 高脂血症について、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導 等
- ウ 糖尿病の進行防止及び糖尿病が引き起こす動脈硬化等の合併症の防止等個人 に適した正しい健康管理方法に関する相談指導等
- エ 口腔歯肉、歯牙の状態等について行う観察及びそれに基づく相談指導並びに 歯垢及び歯石の除去、ブラッシング等について行う相談指導等

なお、個人の歯の健康状態に応じて、歯槽膿漏、歯肉炎等歯周疾患の予防及び管理を図る。

- オ 骨粗鬆症について、個人の食生活、運動その他の生活習慣を勘案して行う相 談指導等
- カ 肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う 相談指導等(アからオに掲げるものを除く。)

5 総合健康相談

総合健康相談は、対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主な内容とし、重点健康相談と同様の方法により実施する。

6 相談内容等の記録及び保存

事後の指導助言に役立てるために、相談の内容及び指導、助言の内容等を記録して保存する。

フ 評価

健康相談を受けた者の人数、年齢、相談内容等を分析し、実施方法等の改善に努める。

8 実施に当たっての留意事項

健康相談を実施するに当たっては、健康教育、健康診査等他の保健事業や、保健 所等で実施されている精神保健福祉相談等の事業と連携を保ちながら実施する。

また、地域の医師会及び歯科医師会等の協力を得て、かかりつけ医の指導を受ける等の連携のもとに健全な生活習慣の定着を図る。さらに、専門スタッフの確保に努め、地域の栄養士会、食生活改善推進員協議会等栄養関係団体、社会福祉協議会、老人クラブ等老人福祉関係団体等各方面の関係者の協力を得て、相談内容の多様化等に対応できるよう配慮する。

第5 健康診査

1 総論

(1) 目的

健康診査は、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防及び介護を要する状態等の 予防の一環として、これらの疾患等の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスク リーニングするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関す る保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、医療機関への受診 又は介護予防事業等への参加を勧奨することによって、壮年期からの健康につい ての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。

- ア 基本健康診査
- イ 歯周疾患検診
- ウ 骨粗鬆症検診
- 工 健康度評価
- (3) 診査の結果に基づき、必要な指導を行う。特に、医療機関での受診が必要な者又は生活習慣の改善が必要な者に対しては、個別に指導する。なお、より適切な指導のため、日常診療、人間ドック、献血等の老人保健事業以外の機会に実施された検査等の結果についても活用することが望ましい。
- (4) 対象者

次に掲げるものとする。

- ア 基本健康診査については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。ただし、問診のうち生活機能に関する項目、理学的検査のうち口腔内の視診、関節の触診及び反復唾液嚥下テスト並びに血清アルブミン検査については、65歳以上の者を対象とする。
- イ 歯周疾患検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、 60歳及び70歳の者を対象とする。
- ウ 骨粗鬆症検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、 50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする。
- エ 健康度評価については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。ただし、5の(2)のイに掲げる「介護を要する状態等の予防に関する健康度評価」については、40歳から64歳までの者を対象とする。
- ⑸ 実施回数

健康診査は原則として同一人について年1回行う。

- (6) 実施についての基本的事項
 - ア 目標受診率の設定

市町村は、現在の受診率等地域の特性を踏まえ、それぞれ独自の目標受診率 を設定し、目標受診率の達成に向けて受診率を向上するよう努める。

- イ 実施計画の策定
 - (7) 健康診査の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成するに当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の理解と協力を得るとともに、保健所、 医療機関、検診団体等関係機関と十分に調整を図る。
 - (イ) 健康診査の実施方法、実施時期、実施場所については、地域の実情を十分 考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定する。また、生活機能の低下

を早期かつ的確に把握できるようにするため、年間を通じて受診できる体制 の整備をする。

(ウ) 健康診査は、実施体制、精度管理の状況等から判断して適当と認められる 実施機関に委託することができる。

ウ 実施方法の創意工夫

実施計画の作成に当たっては、一定年齢の者全員に対して通知を行い健康診査を実施するいわゆる「計画健診」の実施及び利用券(受診券)を提示して医療機関において健康診査を受診するいわゆる「利用券方式」による健康診査の実施等の配慮を行う。

工 周知徹底

健康診査の実施に当たっては、広報や個別の通知等により、その意義や実施 の日時、場所、方法等をあらかじめ十分に地域住民に対し周知徹底する。

オ 精度管理及び評価

健康診査の実施に当たっては、健康度評価の結果を事後指導に活用すること、 検診データを時系列的に把握することなどに努める。また、検査方法、受診率、 受診者の年齢分布、初回受診者の割合、判定結果及び指導区分ごとの割合、事 後指導の実施状況等を検討し、健康診査の精度の向上及び維持を図る。

なお、必要に応じて健康診査の実施を委託した機関(以下「受託実施機関」という。)に対して指導を行うとともに、健康診査の結果及び効率について評価する。

カ 市町村は、健康診査が円滑に行われるよう精密検査機関の確保等の体制整備 に努める。

(7) 都道府県の役割

- ア 都道府県は、市町村が健康診査の実施計画を作成するに当たって、健康診査 の実施状況等に関して市町村間の均衡にも配慮しつつ、関連機関との連携を密 にして必要な助言及び調整を行う。
- イ 都道府県は、市町村が健康診査を実施するに当たって、必要に応じ職員の派 遣等技術的な援助を行う。
- ウ 都道府県は、常に疾病等の動向を把握し、市町村の行う健康診査が適切に行 われているかを評価し、必要な指導を行う。
- エ 都道府県は、受託実施機関に対し、健康診査の質の向上及び維持を図るよう 指導する。また、必要に応じ従事者の指導講習を実施する。
- オ 都道府県は、市町村の健康診査が円滑に行われるよう、保健所の整備及び精 密検診機関の確保等の体制整備に努める。

(8) 受託実施機関の役割

- ア 受託実施機関は、健康診査の精度を維持・向上するため、検査機器の保守点 検及び整備を行うとともに、血液検査等の標準化に関する管理・点検機構の確 立を図る。
- イ 受託実施機関は、従事者の資質の向上に努める。
- ウ 受託実施機関は、健康診査の結果を速やかに実施主体に報告する。
- エ 受託実施機関は、判定に用いた検体やフィルム等を保存する。
- オ 受託実施機関は、市町村や都道府県の求めに応じ、健康診査の質の確保を図る上で必要な資料の提出等の協力をしなければならない。

2 基本健康診査

(1) 目的

基本健康診査は、近年の生活習慣病や要介護状態等の動向を踏まえ、これらの疾患等又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導を実施するとともに、適切な治療や介護予防事業等へと結びつけることによって、これらの疾患等を予防することを目的とする。

(2) 基本健康診査の実施

ア 検査項目及び方法

基本健康診査は、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査を実施する。

なお、反復唾液嚥下テスト、心電図検査、眼底検査、貧血検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査については医師の判断に基づき選択的に実施する。

(7) 問診

現状の症状、生活機能評価に関する項目(別添2の様式2「健康度評価のための質問票(B票)」を用いるものとする。)、既往歴、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。

(イ) 身体計測

原則として身長、体重を測定し、比体重等を算定する。

(ウ) 理学的検査

視診(口腔内を含む。)、打聴診、触診(関節を含む。)、反復唾液嚥下テストその他必要な検査を実施する。

(I) 血圧測定

聴診法又は自動血圧計により、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定する。

(大) 格尿

随時に採取した尿について、糖、蛋白、潜血を試験紙を用いて検査する。

- 仂) 循環器検査
 - ① 心電図検査

安静時の標準12誘導心電図を記録する。

② 眼底検査

眼底カメラによりスライド用カラーフィルムを用いて行う。撮影は、右眼の乳頭部位、上耳側動静脈部位、下耳側動静脈部位及び黄斑乳頭を両端におさめた部位の4枚を原則とする。

③ 血液化学検査

血清総コレステロール、HDL—コレステロール及び中性脂肪を測定する。

(キ) 貧血検査

血液中の赤血球数、血色素量(ヘモグロビン値)及びヘマトクリット値を 測定する。

(ク) 肝機能検査

血清GOT、GPT及び γ —GTPを測定する。

(ケ) 腎機能検査

血清クレアチニンを測定する。

(コ) 血糖検査

空腹時又は随時の血糖を測定する。